

「プラスチックごみ」の 分別のしかた



令和5年4月
横浜町（町民課）

1. プラスチックごみの分別回収について

横浜町では令和5年4月からプラスチックごみの分別回収を試験的（プラスチック回収ごみの内訳などを調査）に開始します。

回収日：1ヶ月に1回です。（ペットボトルと同じ日に別の袋に入れる。）

北地区：第2火曜日

南地区：第1月曜日

2. プラスチックごみの出し方


プラスチックごみを町指定ごみ袋に入れて収集場所に出してください。




3. プラスチックごみの分別のしかた

プラスチックごみとして分別するものは、「プラスチック容器包装廃棄物（容器包装リサイクル法対象物）」と「原材料の全部または大部分がプラスチックであるプラスチック使用製品廃棄物（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律対象物）」です。これらを町指定ごみ袋に入れて出してください。


(1) 「プラスチック容器包装廃棄物」とは次の物です。


具体例

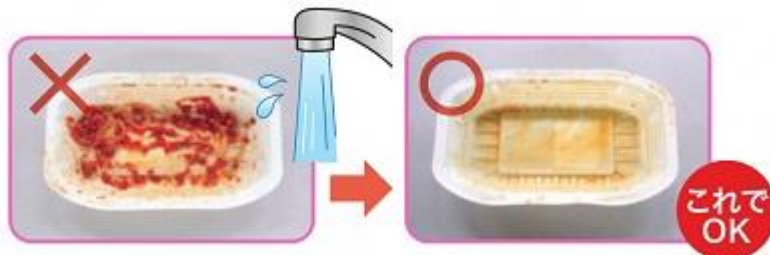
	パック・カップ類 <ul style="list-style-type: none">卵・豆腐・菓子・納豆などのパックインスタント食品の容器コンビニ弁当などの容器
	プラスチック製ボトル類 <ul style="list-style-type: none">マークが付いたドレッシング・乳酸菌飲料・洗剤・シャンプー・リンスなどのボトル <p>※ペットボトル(PET マークが付いたもの)は、「ペットボトル」だけ袋に入れて出してください。</p>
	トレイ類 <ul style="list-style-type: none">生鮮食品・珍味・菓子などのトレイ ※紙製のものは「雑がみ」に出してください。
	ポリ袋・ラップ類 <ul style="list-style-type: none">レジ袋食料品・衣料品などの袋ラップ ※紙製の袋やラップの芯・箱は「雑がみ」に出してください。

	<p>プラスチック製のふた・ラベル</p> <ul style="list-style-type: none"> ペットボトルのふた・ラベルなど
	<p>ネット類</p> <ul style="list-style-type: none"> みかん・たまねぎなどのネット
	<p>チューブ類</p> <ul style="list-style-type: none"> マヨネーズ・ケチャップ・わさび・歯磨き粉などのチューブ <p>※中身を使い切って出してください。</p>

※出し方のポイント

マークがついているか確認しましょう

容器包装プラスチックとして出せるものには、マークがラベルなどに表示されています。固形物が落ちる程度にすすぎましょう



- 中身が残っていたり、汚れが付着しているとリサイクルできません。
- 軽くすすいでも固形物がとれない場合などは、「燃やせるごみ」の日にお出しください。

※カップラーメンの分別



(2) プラスチック使用製品廃棄物とは次の物です。

プラスチック製の「おもちゃ類」や「バケツ等の容器類」、「食器や調理器具類」等のプラスチック製品です。(一覧を参照ください。)



プラスチック使用製品廃棄物一覧 (参考)

品 目		備 考
あ	雨カップ	プラスチック製のものに限る
	網戸の網	プラスチック製のものに限る
	編み針	プラスチック製のものに限る
い	囲碁・将棋の駒	プラスチック製のものに限る
	印鑑	プラスチック製のものに限る
え	絵の具パレット	プラスチック製のものに限る洗浄され、汚れが付着していないものに限る
お	桶、洗面器	プラスチック製のものに限る 30cm 未満のものに限る
	おたま	プラスチック製のものに限る 柄の部分がプラスチック製であってもそれ以外の部分が金属製等であるものは除く
	お盆、トレイ	プラスチック製のものに限る
	おもちゃ	プラスチック製のものに限るゴム製のものは除く 電気式、電池式のものも除く 一部金属を使用しているもので、安全に取り外せる場合はできるだけ除去する
	お椀	プラスチック製のものに限る
か	買物籠	プラスチック製のものに限る
	カセットテープ のテープ	
	カセットテープのケース	プラスチック製のものに限る
	花瓶	プラスチック製のものに限る

品 目		備 考
き	キーホルダー	プラスチック製のものに限るチェーン（金属）を外したのものに限る
	金魚鉢	プラスチック製のものに限る 30cm 未満のものに限る
く	靴べら	プラスチック製のものに限る
	クリーニングのビニール袋	
	クリップ	プラスチック製のものに限る金属製のものは除く
け	計量カップ	プラスチック製のものに限る
	化粧品容器	プラスチック製のものに限る水分及び薬剤は除去すること 空の化粧品容器として販売されているもの（中身入りの化粧品が消費された後の容器は容器包装となる）
こ	コップ	プラスチック製のものに限る
	ごみ箱	プラスチック製のものに限る 30cm 未満のものに限る
さ	皿	プラスチック製のものに限る
	ざる	プラスチック製のものに限る洗浄され、汚れが付着していないものに限る
	三角コーナー	プラスチック製のものに限る洗浄され、汚れが付着していないものに限る
し	CD	
	CDケース	プラスチック製のものに限る
	収納ケース	プラスチック製のものに限る 30cm 未満のものに限る
	定規・物差し	プラスチック製のものに限る 30cm 未満のものに限る
	じょうろ	プラスチック製のものに限る
	食器（スプーン、フォーク、箸等）	プラスチック製のものに限る 30cm 未満のものに限る
せ	洗濯ばさみ	プラスチック製のものに限る
	洗面器	プラスチック製のものに限る
そ	そろばん	プラスチック製のものに限る
た	タッパー型保存容器	
ち	茶わん	プラスチック製のものに限る
	ちりとり	プラスチック製のものに限る 30cm 未満のものに限る 柄の部分が金属製等のものを除く
ね	ネット袋	プラスチック製のものに限る

品 目		備 考
は	バケツ	プラスチック製のものに限る
	発泡スチロール製品	
	歯ブラシ	電動歯ブラシは除く
	ハンガー	プラスチック製のものに限る
ひ	ビデオテープ	
	ビニールクロス	プラスチック製のものに限る 30cm未満に切断したものに限る 裏がゴム製のものは除く
	ビニールシート	30cm未満に切断したものに限る
	ビニールふろしき	30cm未満に切断したものに限る
ふ	ファイル	面版がプラスチック製のものに限る 一部金属を使用しているもので、安全に取り外せる場合はできるだけ除去する
	筆箱	プラスチック製のものに限る
	布団たたき	プラスチック製のものに限る
	プラモデル	電気式、電池式のものは除く
	フロッピーディスク	
へ	ヘアクリップ	プラスチック製のものに限る
	弁当箱	プラスチック製のものに限る
ほ	ほうき	柄の部分がプラスチック製のものに限る
	ボウル（調理器具）	プラスチック製のものに限る
	ポリ容器（ポリタンク）	内容物が含まれていないこと洗浄され、汚れが付着していないものに限る
ま	まな板	プラスチック製のものに限る
む	虫かご	プラスチック製のものに限る
ゆ	湯たんぽ	プラスチック製のものに限る

横浜町 町民課

令和5年3月作成

TEL：78-2111